

## ○入札における無断欠席について

指名競争入札等において、辞退届を提出しないで入札を欠席した場合（以下、「無断欠席」という。）は、適正な入札の妨げになることから、次の留意事項につきまして再度ご認識いただき、今後とも、適正な入札の執行にご協力いただきますようお願いいたします。

- ◆指名通知書、見積依頼通知書を受け取った場合には入札日時を十分ご確認ください。
- ◆やむを得ず欠席される場合には、入札執行時刻までに必ず「辞退届」の提出をお願いします。
- ◆電子入札案件は、入札書締切日時までに必ず「辞退届」の提出をお願いします。

なお、入札を無断欠席した場合、以後の指名を行わない場合がありますので、ご注意ください。